

「初期非行」とは？本書では「今は法律に違反する行為（触法行為）」とは言えないが、放置すると本格的な触法行為につながるおそれのある行動」と定義づけられている。たとえば、「自宅からお金を持ち出す」「火で遊ぶ」「家庭内で暴力を振るう」といった保護者との日常生活の中で起こりえるものである。これらの初期非行を解決するための支援や保護者への対応の仕方などの方法が事例に基づいて丁寧に書かれている。

本書は「児童相談所」での初期非行解決の支援だけでなく、「小・中学校などにおける初期非行の指導」にも、また、児童相談をする保護者にとっても役立つ一冊である。

第1章の初期非行に解決に取り組む前には、行政面等について詳細に書かれている。第2章では、支援の共通点として、面接の内容について触れ、第3章では、具体的な初期非行の事例を基にして解決方法を導きだ

佐々木大樹 著、田中清美 編著

1200円 愛知教育大学出版会

☎0566-26-2683

初期非行の指導

佐々木大樹 著
田中清美 編著

愛知教育大学出版会

初期非行の指導

している。

例えば、「子どもが家のお金を持ち出すこと」は「保護者の金銭管理の問題」であり、子どものお金の「持ち出し」ではなく、保護者のお金の「持ち出し」の問題だとし、「どうすれば持ち出されないように管理できるか」と考えることから解決を進めていくことだと述べている。また、子どもの金銭持ち出しについて、その原因となる「保護者の金銭管理する力」を育むことも必要であること、さらには、解決する上では手順提示のタイミングも大切であるとし、①小型の金庫の購入、②財布を金庫に入れて、鍵を管理する、③小遣い制の導入・再開、④親

子二人だけで出かける時間を作る、具体的に詳細に説明されており、指導・支援の参考として役立てることができる。

最後の第5章では、Q&A形式で、初期非行を指導する上での質問に専門家としての回答が書かれており、現在、保護者や学校で抱えている問題の解決の糸口が直ぐに見つかることもある。

(愛知教育大学教授・高橋美由紀)